

○社会教育とは

社会教育法制定後、幾多の改正を経て今日に至る。

【社会教育法第2条】(社会教育の定義)

この法律において「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

→広義では学校教育に対するものとして、学校教育以外の教育とする概念がある一方、学校教育及び家庭教育以外の教育とする狭義の考え方もあるが、学校の教育活動を除いた、主として青少年、成人に対して行われる教育活動。

【社会教育法第3条】(国及び地方教育団体の任務)

社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製等によりすべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

○社会教育委員の仕事

☆地域住民の要望や意見を社会教育行政に反映させる



住民のニーズを行政に反映させる、行政と住民の橋渡し的役割を担う

参考 【社会教育法】【瑞浪市社会教育委員条例】

【社会教育法第13条】(審議会等への諮問)

地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

【社会教育法第15条】(社会教育委員の構成)

- 1 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

【瑞浪市社会教育委員条例】

第1条

本市に、社会教育法第15条の規定に基づき、社会教育委員を置く。

第2条

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行なう者並びに学識経験のある者の中から11人以内で教育委員会が委嘱する。

【社会教育法第17条】(社会教育委員の職務)

- 1 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
 - 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。